

おいしい山形・食材王国みやぎビジネス商談会
遠隔地バイヤー招へい業務に係る企画提案公募要領

1 趣旨

本公募要領は、宮城・山形合同商談会実行委員会が「おいしい山形・食材王国みやぎビジネス商談会」に係る遠隔地バイヤー招へい業務を委託するにあたり、本業務に係る企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託事業者を選定するための手続き等に関し、必要な事項を定めるものである。

2 企画提案方式に付する業務に関する事項

(1) 業務名

おいしい山形・食材王国みやぎビジネス商談会遠隔地バイヤー招へい業務

(2) 業務の内容

別紙「おいしい山形・食材王国みやぎビジネス商談会遠隔地バイヤー招へい業務委託仕様書」のとおり。なお、事業計画の詳細な内容等については、委託事業者決定後に別途協議する。

(3) 委託期間

契約の日から平成30年12月28日まで

(4) 提案上限額

2,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 応募資格に関する事項

民間企業・NPO法人・その他の法人等（以下「法人等という。」）で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 企画提案参加申込者の属する地方公共団体の地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）、予算及び決算書類を整備していること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
- (6) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有するものを含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (7) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (8) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- (9) 政治活動又は宗教活動を主目的とする団体でないこと。
- (10) 仕様書に基づき、委託業務を的確に遂行する能力を有すること。

4 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

- ① 企画提案参加申込書（応募様式第1号）：平成30年6月18日（月）午後5時必着
- ② 次のアからオまでの書類：平成30年6月25日（月）午後5時必着
 - ア 応募資格を有しない者に該当しないことの申立書（応募様式第2号）
 - イ 業務経歴書（応募様式第3号）
 - ウ 企画提案書（任意様式）
 - エ 事業経費見積書（任意様式）
 - オ 業務行程表（任意様式）

(2) 提出方法

- ① 郵送の場合：提出期限必着とする。
- ② 持参の場合：日曜日及び土曜日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）に提出先に持参すること。

(3) 提出先

「8 担当部局」へ提出すること。

(4) 提出書類

- ① 企画提案参加申込書（応募様式第1号）：1部
- ② 応募資格を有しない者に該当しないことの申立書（応募様式第2号）：1部
- ③ 業務経歴書（応募様式第3号）：1部（会社案内、事業紹介等の現行事業の概要がわかる資料を添付すること）
- ④ 企画提案書（任意様式）：7部
- ⑤ 事業経費見積書（任意様式）：7部
- ⑥ 業務行程表（作業スケジュール）（任意様式）：7部（A4片面で1枚に収めること）

(5) 企画提案作成等に係る問合せ

- ① 企画提案書の作成に係る質問等は、質問票（応募様式第4号）により行うものとする。
- ② 質問票の提出は、FAXにより「8 担当部局」あてに送付すること。
- ③ 質問票の受付期間は、平成30年6月8日（金）から平成30年6月18日（月）午後5時までとする。
- ④ 質問票への回答は、企画提案参加申込書の提出者全員に電子メールにより行う。ただし、各提案者の独自企画に関わることなどについては、当該質問をした提案者のみに回答する。

(6) 留意事項

- ① 企画提案書については、A4片面、ページ番号付きとし、必要に応じて図を用いるなど提案内容を簡潔かつ分かりやすくまとめたものとする。
- ② 事業経費見積書は、A4片面で1枚に収めることとし、仕様書の項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。また、消費税及び地方消費税額の金額を算出し、合計金額を記載すること。
- ③ 提出された書類は、審査作業等の必要に応じて複写する場合がある。
- ④ 提出された書類は、いかなる場合でも返却しない。
- ⑤ 提出できる提案は、1事業者につき1提案とする。
- ⑥ 審査は提出された企画提案書等により行うが、企画提案書等の提出後、提案内容について説明を求めることがある。

⑦ この企画提案の応募に係るすべての経費は、企画提案者の負担とする。

5 失格事由

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- (1) この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- (2) 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (3) 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募要領等で示した要件に適合しないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 見積金額が提案上限額を上回るとき。

6 審査方法

宮城・山形合同商談会実行委員会事務局は、企画提案者の中から本業務の受託者を選定するため、次のとおり選定審査会を開催し、企画提案書による書面審査を実施する。

(1) 開催日

平成30年6月29日（金）（予定）

(2) 選定委員

宮城・山形合同商談会実行委員会 幹事・事務局員（4名程度）

(3) 審査内容

- ① 提案の内容が、仕様書に合致し、効果的かつ効率的な仕組みとなっているか。
- ② 「成約率向上セミナー」及び「個別指導」の内容は、事業者に対し効果的なものか。
- ③ 招へい可能な遠隔地バイヤーが具体的に記述されているか。
- ④ 遠隔地バイヤー及び県と綿密に調整できる体制となっているか。また、商談会当日のバイヤーに対するアテンドの体制は十分か。
- ⑤ 十分な効果が期待できる適正な見積り、費用対効果の高い内容となっているか。
- ⑥ 事業全体に関する参考提案の内容が優れたものか。

(4) 提案者が1者又はない場合の取り扱い

提案者が1者の場合も審査を行い、業務を適切に実施できると判断される場合は、受託候補者として選定する。なお、業務に適切に実施できないと判断される場合又は企画提案者がいない場合は、再度、企画提案者を募集する。

(5) 審査結果

審査後、書面にて参加者に通知する。なお、審査・選定結果に関する質問には応じないものとする。

7 スケジュール

内 容	期 日
企画提案募集開始	平成30年6月 8日（金）
質問受付期間	平成30年6月 8日（金）から 平成30年6月18日（月）午後5時まで
参加申込書の提出期限	平成30年6月18日（月）午後5時まで
企画提案書の提出期限	平成30年6月25日（月）午後5時まで

内 容	期 日
選定審査会開催	平成30年6月29日（金）予定
選定結果の通知	平成30年7月中旬
契約締結	平成30年7月中旬

8 担当部局

宮城・山形合同商談会実行委員会事務局

山形県農林水産部 6次産業推進課新事業創出担当内 担当：志藤

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号（県庁舎9階）

T E L 023（630）3192 F A X 023（630）2431

Eメール myrokuji2018@pref.yamagata.jp